

## 離職によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ

# 住宅手当緊急特別措置事業を創設しました

### 住宅手当緊急特別措置事業とは

平成21年10月から、離職者であつて就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象に、最大6カ月間住宅手当を支給するとともに、住宅確保・就労支援員による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

- 単身世帯 月28、400円
- 複数世帯 月36、900円

### 住宅手当の支給対象は

次の要件すべてに該当する方が支給対象となります。

- ① 2年以内に離職した方。
- ② 離職前に、自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していた方。
- ③ 就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行う方。
- ④ 住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方（喪失するおそれのある方は次の⑤及び⑥の要件に該当し、賃貸住宅等に入居している方）。

- 不動産媒介業者等で、入居希望住宅を探していただきます。

- 審査の後「住宅手当支給対象者証明書」が交付されます。

- 証明書を持参のうえ、不動産媒介業者等において住居の賃貸借契約を結び、入居していただきます。

- 契約書の写し等必要書類を提出後、「住宅手当支給決定通知書」が交付されます。

- 申請を行った自治体より入居住宅の貸主等に、住宅手当が振り込まれます。

- 問合先 いきいきプラザ都留内  
福祉課 地域福祉担当  
☎(46)5112

### その他の支援策は

#### ◆生活福祉資金(総合支援資金)

- 賃貸住宅の契約を行う際には敷金・礼金等の「初期費用」が必要です。「初期費用」への対応が困難な方や生活費が必要な方に資金を貸し付けています。

#### 貸付額

- 住宅入居費 40万円以内
- 生活支援費 月20万円以内

(2人以上の世帯が対象です)

※最長で1年間支給されます。

※単身は15万円以内です。

○一時生活再建費 60万円以内

- ※貸付利子は連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は年1.5%です。

- 問合先 市社会福祉協議会

☎(46)5115

#### ◆臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間、当面の生活に要する費用を貸し付けます。

貸付額 10万円以内

※貸付利子は無利子、連帯保証人不要です。

- 問合先 市社会福祉協議会

☎(46)5115

#### ◆就職安定資金融資

事業主都合(解雇・雇用期間満了による雇止め)による離職者のうち、離職に伴い住居喪失状態となっている方に対して、住宅入居初期費用等の資金を貸し付けることにより、住居と安定的な就労機会が円滑に確保できるよう支援するために資金を貸し付けています。

#### 貸付額

- 住宅入居初期費用 上限50万円
- 家賃補助費 上限36万円

(6万円×6月)

○生活・就職活動費 上限額100万円

- 問合先 ハローワーク都留

☎(43)5141

#### ◆訓練・生活支援給付

雇用保険を受給できない方が、対象の職業訓練を受講する場合、主たる生計者に対して、訓練期間中の生活費を給付します。

#### 給付額

単身者 月10万円

扶養家族を有する方 月12万円

- 問合先 ハローワーク都留

☎(43)5141